

指摘の概要	措置内容	措置状況
6 行財政局行政監察部監察室 (1) 職場への啓発について ② 契約その他の支出負担行為に関する取扱いについて これらのルールの意味づけと具体的な運用の浸透に取り組まれない。 ウ 委託契約制度の運用 委託事務の執行の適正化に関する要綱は、委託先が特定の事業者には偏ることがないよう、また、委託先選定手続の公正性や透明性の確保を図る目的を持って昭和56年に制定された。その後契約書の約款化や随意契約理由の精査などの見直しが行われて現在に至っている。 しかしながら、契約しようとする所属が予め見積り合わせやコンペを行って最低金額の提示者を契約予定者として各局室区の審査委員会へ付議している事例や、承認された額を何割も上回る額や承認された期間を超えて契約していた事例があった。	委託契約については、平成25年度に取扱いの変更を行った（平成25年12月26日通知）。 指摘のあった審査委員会に付議する手順は、審査委員会で承認された後、見積合せ又は競争入札を行うこととした。また、審査委員会で承認された後の契約内容の変更については、変更契約と同様の取扱いとした。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 内統制ルールの策定手順について リスクアセスメントの手法を用いて内部統制の充実に引き続き取り組まれない。すなわち、個々の原因の対応策だけでなく、組織のリスクの全体としての洗い出しや分類を行うことでリスクを管理して適切な事務処理が行われる内部統制ルールの策定に努められたい。 事務処理の進行管理が十分できていないリスクがあるので、こうしたリスクも含めて検討されたい。	平成25年度に、コンプライアンスの徹底、不祥事根絶のための取組の一環として、職場ごとのリスクの「発見」「分析」「評価」「対策」によるコンプライアンスリスク管理を実施した。 また、局室区のコンプライアンス推進にかかる取組方針や各職場の取組状況に関する情報共有等を図るため、局室区ごとに部局コンプライアンス推進委員会を随時開催するとともに、市長をトップとした局長級職員で構成されるコンプライアンス対策会議を開催し、各局室区のコンプライアンスリスク管理の実施状況及び具体的な対策に関する共有化を図るなど、自律的な内部統制の確立に向けた取組を進めた。	措置済